

第2回みなみだいら保育園民営化連絡協議会の要旨について

1 開催日時及び開催場所

令和8年6月22日（月）16時30分～17時10分 みなみだいら保育園5歳児室

2 出席者

保護者代表：2歳児保護者代表 古川、1歳児保護者代表 新谷

市：保育課 木暮課長、飯野課長補佐、堀口係長、五百澤、みなみだいら保育園小俣園長

3 配布資料

みなみだいら保育園民営化事業者公募要領（案）

みなみだいら保育園民営化に係る事業者審査要領（案）

審査基準表（案）

4 市からの説明（要旨）について

（1）第1回民営化連絡協議会での決定事項の再確認

第1回民営化連絡協議会で説明をした以下の3点の事項について、保護者代表から承認を得たため、決定事項として確認。

- ・みなみだいら保育園民営化連絡協議会について
- ・みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会について
- ・「みなみだいら保育園の民営化について（ガイドライン）」について

（2）みなみだいら保育園民営化事業者公募要領（案）について

公募要領は、現在公立であるみなみだいら保育園を、どのような民間事業者に任せるのか、そのための条件や手続きをまとめたもの。事業者に向けた応募条件や手続きについて、主に以下の内容を説明。

「1. 公募の趣旨」

- ・待機児童解消を図り、全ての子育て家庭へ将来にわたり安定的に継続的に保育サービスを提供していくことができるよう民営化に取り組む。
- ・民営化により生まれる財源を活用し、多様化する保育ニーズに対応していく。
- ・保育環境が変化することによる子どもへの影響、負担軽減を最大限に重視し、保護者に寄り添うことができる事業者を公募する。

「2. 公募対象地」「3. 保育所の概要」

- ・公募対象地は都営日野平山アパート6号棟の跡地、広さ約2,000平方メートル。
- ・定員は、現在よりも少し増えて130名程度を予定している。
- ・開所日は月曜日から土曜日、開所時間は午前7時から午後6時まで、延長保育1時間以

上行うこと。

「4. 用地・園舎等について」

- ・新しい土地の使用は賃貸借とする。現園舎は都が解体撤去を行い、新園舎は運営事業者の負担で建設する。市は建設費の一部を補助する。
- ・新園舎の設備に関しては、現在の保育水準が確保できることを条件とし、十分な広さの園庭も確保する。
- ・新園舎建設にあたっては、周辺住民への配慮や、送迎のための駐車場・駐輪場の確保に努める。

「5. 事業者の応募資格」

- ・条件をすべて満たす法人が応募する資格がある。
- ・条件は、社会福祉法人であること。東京都内で、認可された保育園を5年以上運営し、長く安定して園を運営できるだけのしっかりした経営基盤や信頼があること。これまでの運営で、保育に関する監査や指導で大きな指摘を受けていないこと等。とする。

「6. 運営等の条件について」

①運営全般

- ・給食は職員による自園調理方式とし、アレルギー対応を行うこと。
- ・苦情対応への体制を整備すること。
- ・看護師、栄養士を配置すること。
- ・「みなみだいら保育園の民営化について（ガイドライン）」を遵守し、子ども・保護者の負担を最小限にするよう努め、保護者との協議は誠実に積極的に行うこと。
- ・医療的ケア児の受入・支援を行うための施設・体制整備を行うこと等。

②職員配置

- ・市の基準を満たすこと。
- ・園長及び主任保育士は、豊富な経験を有する者が専任で務めること。
- ・クラス担任の保育士は、経験5年以上の者を3分の1以上配置すること。
- ・子どもへの影響を考慮し、頻繁な人事異動や配置変更を行わないこと。園長は運営開始後3年間、その他の保育士は2年間交代を行わないこと。
- ・特定の配慮を必要とする子どもを支援する者（充実保育士）を2名以上配置すること。介助員を配置すること。民営化後1年間は、さらに1名追加で配置すること。

③保育内容

- ・民営化前の保育内容や保育事業等を尊重し、大幅な変更が生じるときは、保護者と協議の上で変更すること。

④引継ぎ

- ・事業者決定後、速やかに引継ぎの調整に入ること。
- ・民営化の1年前から、みなみだいら保育園に施設長予定者及び、各クラスに民営化後の担任予定者を配置し、引継ぎを開始すること。引継ぎに関する経費については、事業者が負担すること。

⑤三者協議会

- ・保護者・市・事業者で構成する三者協議会に出席し、積極的に協力すること。また、三者協議会での決定事項を遵守すること。

- ・三者協議会は、民営化後も必要に応じて開催すること。

「7. 現状と民営化後の比較について」

現在の公立保育園の運営状況と、民営化後の運営条件を比較した表について、以下の内容を説明。

- ・園名は後日協議のうえ決定。
- ・定員は 110 名から 130 名程度に増員。
- ・給食の献立は事業者が作成すること等。

「8. 事業者の選定方法等」

- ・応募資格の確認、応募書類の審査（プレゼンテーション）を行い、最高得点者を最優秀提案者として選定する。
- ・参加者多数の場合は一次審査を行い、上位 3 者以内に限定し二次審査（プレゼンテーション）を行う。
- ・委員の評定合計点が満点に対して 60% に満たない場合は、最優秀提案者として選定しない。

「9. 参加表明書の提出」「10. 応募書類の提出」

- ・「参加表明書」の提出日時は、令和 8 年 10 月下旬を予定。
- ・応募資格を満たす事業者の「応募書類」の提出日時は、令和 9 年 1 月下旬を予定。

「11. 質問及び回答」「12. 現地視察及び説明会」

- ・公募要領に関する質問は、指定の QR コードまたは URL から、令和 8 年 12 月上旬から中旬までの期間で受付する。質問への回答は、後日市のホームページにまとめて掲載する。
- ・みなみだいら保育園と建設予定地の現地視察と説明会を、令和 8 年 11 月下旬に実施。

「13. プレゼンテーション及びヒアリングの実施」

- ・プレゼンテーションは令和 9 年 3 月中旬に開催予定。
- ・説明時間は 1 事業者 20 分以内、質疑応答は 20 分程度を予定。
- ・選考の公平性を保つため、プレゼンテーションに外部のコンサルタントなどは同席できない。

「16. スケジュール」

- ・令和 9 年 4 月上旬：選考結果通知を事業者に送付
- ・令和 9 年 6 月中旬～：三者協議会開催
- ・令和 10 年 4 月～：引継ぎのための合同保育を実施
- ・令和 11 年 4 月：新園舎開設

（3）みなみだいら保育園民営化に係る事業者審査要領（案）について

審査要領は、民営化にあたり、新しい運営事業者を選定するために必要な事項を定めたもの。公正かつ適正な審査を行い、事業者を選考するためのルールについて、以下の内容を説明。

- ・事業者の選定は、審査要領に基づいて評価を行い、合計得点が最も高い参加者に決定する。
- ・審査項目は、「審査基準」により行う。詳細は審査基準表に定める。
- ・審査項目の合計点（150 点満点）の結果をもって、みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会の審査により選定を行う。
- ・応募者が 1 者のみの場合も審査を行い、委員会の評定合計点が満点に対して 60% に満た

ない場合は、最優秀提案者として選定せず、再募集を行う。

- ・最高得点を取得した参加者が複数いた場合は、委員会の総合的な審査により選定する。
- ・提出された企画提案書等を踏まえ、「審査基準表」に従い、評価項目ごとに専門的な視点から意見交換を行い、総合的な判断で審査を行う。

（４）審査基準表（案）について

審査基準表は、どのような点を重視して事業者を選定するのかを定めたもので、全部で 23 の項目があり、それぞれ 5 段階で評価をする。保護者にもわかりやすく説明でき、実際にその計画が確実に実行できるかを重視して採点を行う。審査項目について、主に以下の内容を説明。

「項目 6 公立園からの引継ぎ・共同保育・移行支援」

- ・在園児が安心して過ごし続けられるよう、公立園の保育内容、行事、配慮事項、保護者との関係を丁寧に引き継ぐ計画があるか。合同保育の計画が具体的に示されているか。移管後も子どもや保護者が新しい環境に慣れるための配慮があるか。

「項目 7 保育理念・保育方針・応募理由」

- ・子どもの最善の利益を考えた明確な保育理念があるか。公立保育園が大切にしてきた保育や民営化（ガイドライン）の趣旨を理解した応募理由となっているか。

「項目 8 日々の保育内容・全体的な計画」

- ・保育所保育指針を踏まえ、年齢や発達に応じた一日の過ごし方、遊び、生活、行事、個別配慮が分かりやすく具体的に示されているか。子どもが主体的に活動できるような工夫があるか。

「項目 10 保護者との連絡・連携・情報共有」

- ・子どもの様子や成長、けが・体調、行事、園運営について、保護者に分かりやすく丁寧に伝える仕組み（連絡帳やアプリ、面談、説明会など）があるか。個別相談への対応や緊急時の連絡体制は構築されているか。

「項目 18 施設の整備計画・保育環境・周辺対策」

- ・新園舎の設計において、保育室、園庭、調理室、トイレ、動線、送迎時の安全、駐車・駐輪、近隣対応、浸水等の災害リスク対策が、子どもと保護者の視点で具体的に考えられているか。

「項目 19 特別な支援を要する子どもの保育」

- ・障害のある子ども、発達に配慮が必要な子ども、外国にルーツのある子ども、家庭支援が必要な子ども等、多様なニーズを持つ子どもたちを受入れ、支援する仕組みがあるか。個別支援計画、必要な人員配置・環境整備・関係機関との連携が具体的に示されているか。

（５）今後のみなみだいら保育園民営化連絡協議会について

- ・本日の資料について、保護者代表より追加の質問やご意見があれば、6/29（月）までにメールで連絡をいただく。保護者代表の承認が得られた後、資料をキッズビューに掲載し保護者の皆様にご意見をいただく。
- ・みなみだいら保育園民営化連絡協議会は、今後も必要に応じて開催し、市と保護者の間で情報共有や意見交換を行う。

- ・キッズビューに掲載した資料について保護者の皆様にご意見をいただき、連絡協議会にて検討する必要がある場合は、第3回連絡協議会を開催する。

5 主な質問及び回答

質問 1 みなみだいら保育園民営化事業者公募要領（案）の参加表明書や応募書類の提出日時等が「令和●年●月●日」と記載されているが、キッズビューで保護者が確認する時点では正確な日付が入るのか。

回答 1 まだ正確な日付は決まっていないため、保護者に確認いただく時点では「令和8年 10月下旬」等の記載に修正する。正確な日付は決定後に記載する。

質問 2 みなみだいら保育園民営化連絡協議会の位置付けを再確認したい。

回答 2 みなみだいら保育園の民営化にあたり、民営化に関する情報共有と透明性を確保するとともに、保護者の意見や要望を反映させるための意見交換の場として位置付けている。詳細は第1回みなみだいら保育園民営化連絡協議会の資料「①みなみだいら保育園民営化に関する事項を検討する組織（案）」を参照。

質問 3 連絡協議会の資料をキッズビューに掲載するにあたり、資料は分けずにまとめてもらった方が保護者は見やすい。

回答 3 当日資料は1つのPDFにまとめ、当日資料と要点録の2つの資料を掲載する。

質問 4 保護者の意見集約をするにあたり、民営化の対象となる1、2歳児の保護者のみを対象とするか、全学年の保護者を対象とするか検討している。市として考えはあるか。

回答 4 これから入園する下のお子様がいる保護者の意見も伺いたい。資料はキッズビューで全学年の保護者が見ることができるので、意見が言える場を設けてほしい。